

2007年9月20日

内閣府 国民生活局
消費者企画課 御中

「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」に対する意見

日本生活協同組合連合会

このたび、国民生活審議会消費者政策部会に設置された「消費者契約法評価検討委員会」において、消費者契約法に関する評価と論点整理が行われ、報告書「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」が取りまとめられたことを歓迎します。

施行から6年がたつ消費者契約法は、消費生活相談の現場や大学の学納金訴訟、敷金返還訴訟などの訴訟を通じ、消費者の被害救済に一定の役割を果たしてきました。

また、消費者契約法の一部改正により、本年度から導入された消費者団体訴訟制度では、適格消費者団体が差止請求権を行使することにより、不当な勧誘行為や不当な契約条項を是正する取り組みが行われ、消費者契約法の更なる実効性の確保に役立つことが期待されています。

このような点から、消費者利益につながる実体法の改正と、それを消費者団体訴訟制度にも反映させていくことが求められています。

そのためにも、法改正へ向けてスケジュールを含めた進め方について早急に具体化し、消費者の意見を反映する機会を設けながら、2009年通常国会に改正法案が上程できるように検討を進めていただくことを求めます。

以上の点をふまえ、今後の法改正につなげていただきたいという立場から、下記の意見を提出します。

1. 勧誘について

[報告書 3. (1) 「勧誘をするに際し」、3. (3) 不利益事実の不告知]

勧誘について、消費生活相談事例や裁判例を研究しながら、適用対象や取消の対象について検討されたことを評価します。今後も下記の点を踏まえながら、さらに検討を進めていただきたいと考えます。

- ・ 契約の動機となる不特定多数向けの広告・表示（インターネット上の表示を含む）も、勧誘行為に含め、取消の対象とする必要があります。
- ・ 消費者と事業者との情報力の格差を踏まえ、事業者の消費者への情報提供義務について、努力義務ではなく法的義務として明記することが必要です。

2. 困惑類型の拡張について

[報告書第 6. 適合性原則について、7. 不招請勧誘について]

適合性原則や不招請勧誘を含め、困惑類型の拡張について積極的に検討されたことを評価します。今後も下記の点を踏まえながら、さらに検討を進めていただきたいと考えます。

- ・ 困惑行為が現行の2つだけでは少なく、執拗な電話勧誘や威迫的勧誘などに対応できません。そこで、一般条項の導入を含めて困惑行為の拡大をする必要があります。
- ・ 適合性原則について、高齢者や認知症の傾向が見られる者に対するつけ込み型の勧誘事例を挙げながら、検討を進められたことを評価します。消費生活相談の場においても、このような契約トラブルが増えており、一般民事ルールである消費者契約法に適合性原則を導入することは大きな意義があると考えます。
- ・ 不招請勧誘について、「第37回国民生活動向調査(2006年度)」の結果によると、訪問販売や電話勧誘販売を望まない消費者の割合は9割を超えています。今後、訪問販売や電話勧誘販売についても、オプトアウト方式による規制を検討する必要があります。特に、販売目的隠匿型商法や勧誘を希望しない消費者に対して繰り返し行う勧誘行為は、取消の対象とする必要があります。

3. 契約条項について

[報告書 4. 契約条項]

報告書の中で、「平均的な損害」の立証責任の緩和や不当条項リストの追加、第10条(一般条項)の前段要件の緩和について、前向きに検討されたことを評価します。今後も引き続き検討をすすめ、法改正として具体化されることを期待します。

また、グレーリスト(事業者が合理性を立証できなければ無効とする条項)の創設についても、再度検討を行う必要があると考えます。

以上